

ANAグループ

# エネルギー管理標準

< 総合版 >



2021年4月1日 改定

# 目次

1	エネルギー管理標準について	1
2	省エネ法、温対法、CO2の削減について	2
3	エネルギー管理標準の運用とオフィス環境・地上エネルギー部会の開催について	2
4	環境データの管理について	2
5	エネルギー消費原単位について	3
<b>エネルギー管理標準</b>		
	空気調和設備管理標準	5
	照明設備管理標準	6
	事務用設備管理標準	7
	受変電・配電設備管理標準	8
	熱搬送設備(ポンプ、ファン)管理標準	9
	ターボ冷凍機・チラー設備管理標準	10
	ボイラー設備管理標準	11
	昇降機設備管理標準	12
	車両管理標準	13
<b>特殊設備における管理標準</b>		
	エンジンテストセル コンプレッサー設備管理標準	15
	エンジンテストセル エンジンテスト設備管理標準	16
	ケータリング工場 厨房機器設備管理標準	17
AMB	特殊空調設備管理標準	18
AMB	格納庫照明設備管理標準	19
AMB	ショップエアー設備管理標準	20
AMB	ニューマチックエアー設備管理標準	21
AMB	電動発電機管理標準	22
AMB	ドックスタンド管理標準	23
AMB	ホイストクレーン管理標準	24
AMB	ゴンドラクレーン管理標準	25
AMB	プレハブ冷凍冷蔵庫管理標準	26
CMB	吸引設備管理標準	27
CMB	オートクレーブ管理標準	28
CMB	ショップエアー管理標準	29
CMB	電動発電機管理標準	30
CMB	ホイストクレーン管理標準	31
EMB	作業所照明設備管理標準	32
EMB	ショップエアー設備管理標準	33
ANAフーズ	業務用機器(バナナ加工設備)管理標準	34
別紙1	エネルギー管理体制図	36
別紙2	省エネ推進活動管理表①～④	38

# 1 エネルギー管理標準について

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(以下「省エネ法」という。)は、エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために国により制定されています。全事業者に管理標準(以下「エネルギー管理標準」という。)の作成と省エネルギー対策の実施が義務付けられています。

省エネ法に基づく「管理標準」で設定が必要とされる対象は、事務所では建築設備(空調・換気設備、ボイラー・給湯設備、照明・昇降機・動力設備、受変電・発電設備等)と事務用機器・民生用機器(OA機器など)、業務用機器(業務用冷蔵庫、通信・計算機など)、工場では燃料の燃焼、加熱・冷却・伝熱、廃熱回収、発電、熱の損失、電気の動力への変換等の合理化についてとされています。敷地の内外で使用する車両については設定の対象となっていませんが、エネルギー使用量の管理が必要であり、ここでは、車両の管理標準を含めて設定しています。

また、ANAグループの各施設では、温対法におけるフロン排出量の報告義務の対象ではありませんが、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(以下「改正フロン排出抑制法」という。)では、各施設に設置されている一定容量以上の業務用空調設備や冷凍・冷蔵設備等における適正な管理が義務付けられています(「管理者の判断基準」の遵守義務)。本法律では「フロン類算定漏えい量報告・公表制度」により、事業者として全国で1,000t-CO2以上の漏洩がある場合、報告を行う義務があります。また定められた点検の実施と記録の保管、漏洩量の管理、漏えい量の報告を怠った場合には罰則が適用されます。「改正フロン排出抑制法」により求められる設備機器類の適正な管理についても行う必要があります。

本書で定めるエネルギー管理標準は、省エネルギー・CO2排出削減を進めるため、省エネルギー・CO2排出削減目標や組織体制、設備毎の運転方法、及び管理項目等を定めたガイドラインです。エネルギー管理標準の策定は、法令遵守、さらにはANAグループ全体(日本国内)の省エネルギー・CO2排出削減対策の標準化、並びに省エネ・CO2排出削減意識の醸成を目的としています。

また、フロン排出抑制のための設備機器の管理項目(定期点検、修理時、廃棄時の規定)も合わせて定めています。

エネルギー管理およびフロン管理の対象はANAグループの全施設(日本国内)です。

◆省エネ法におけるANAの義務		ANAはこちらに該当	
年間エネルギー使用量 (原油換算kL)		1500kL/年以上	1500kL/年未満
事業者の区分	特定事業者又は特定連鎖化事業者	義務	義務
事業者の義務	選任義務 エネルギー管理統括者・エネルギー管理企画推進者を選任しなくてはならない	義務	
	遵守義務 判断基準の遵守をしなくてはならない (エネルギー管理標準*の設定、省エネルギー措置の実施)	義務	義務
削減目標 (努力義務)	中長期的にみて年平均1%以上のエネルギー消費原単位等の低減をしなくてはならない	義務	義務
行政対応義務	指導・助言、報告徴収・立入検査、合理化計画の作成指示に対応しなくてはならない(指示に従わない場合、公表・命令)等	義務	
書類の提出義務	定期報告書、中長期計画書、エネルギー管理指定工場があれば指定工場毎の定期報告書等を提出しなくてはならない	義務	

\*: 管理標準をここではエネルギー関係の管理標準という区別をするために以下、「エネルギー管理標準」とした。

## 2 省エネ法・温対法、CO2削減について

省エネ法では、エネルギー消費原単位を年平均1%以上低減させることが努力目標として求められ、毎年、エネルギー使用状況の定期報告書の提出が求められます。その定期報告に合わせて、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「温対法という。)」の「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」における、CO2排出量の算定・報告が義務付けられています。

「パリ協定」に基づき日本の温室効果ガス排出削減目標は2030年度に2013年度比▲26%が設定され、2016年(平成28年)5月閣議決定した「地球温暖化対策計画」にて、2050年に▲80%削減に向けた取り組みが行われています(2021年3月24日現在)。また、2020年(令和2年)10月26日に菅首相の所信表明演説により「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されました。

現在、ANAグループでは、2050年度に航空機の運航で発生するCO2排出量および航空機運航以外で発生するCO2排出量を実質「ゼロ」にする目標を掲げています。

省エネルギーとCO2排出量の確実な削減が求められており、管理標準に基づく適切な設備・機器類の運用による推進が必要です。

## 3 エネルギー管理標準の運用とオフィス環境・地上エネルギー部会の開催について

エネルギー管理標準をもとに日々の省エネルギー・CO2排出削減活動を行ってください。省エネルギー・CO2排出削減活動の成果や取り組み状況はオフィス環境・地上エネルギー部会で共有します。

オフィス環境・地上エネルギー部会の概要

- ① 開催は、ANAHDサステナビリティ推進部が企画し行います
- ② 議長は、ANANDサステナビリティ推進部とし、主なメンバーは部門責任者とします
- ③ 議題は、エネルギー管理標準の運用状況の確認やエネルギー推移、課題の共有等です  
※各事業所におけるエネルギー消費状況は部門責任者と情報共有を行ってください

## 4 環境データの管理について

各事業所は、月毎に環境データをエネルギー管理ツール「ANA Eiiims」を用いて行って下さい。環境データの内、フロンの管理データは、冷媒管理システム「RaMS」を用いて行ってください。

環境データ管理の流れ

- ① ANA Eiiims、RaMSに各施設の担当者が毎月の環境データの入力を行います
- ② ANAHDサステナビリティ推進部は各施設の環境データを毎月確認します
- ③ ANAHDサステナビリティ推進部は各環境データの推移の傾向や課題の抽出を行い、オフィス環境・地上エネルギー部会において共有を行います

## 5 エネルギー消費原単位について

省エネ法では、省エネルギーの目標と成果は「エネルギー消費原単位」で行います。

省エネルギーの推進状況をエネルギー使用量で判断すると、建物の面積が増えたり、稼働時間や生産量が増えた場合、エネルギー使用量が増加し、省エネ活動の成果が正しく反映されないこととなります。

そこで、エネルギー使用量の増減要因に直接寄与する「エネルギー使用量と密接な関係を持つ値」、例えば延べ床面積や生産量、作業工数などで割った単位あたりのエネルギー量で、省エネの推進状況を評価します。この単位当たりのエネルギー量を「エネルギー消費原単位」といいます。

「エネルギー使用量と密接な関係を持つ値」としては、例えば、事務所では延べ床面積、整備センター（コンポーネントメンテナンスビル）では整備作業工数、エンジンテストセルでは出力×テスト時間が考えられます。

□エネルギー使用量の増減要因に直接寄与する項目の基本的な考え方

<p>空港（旅客系）</p> <p>延べ床面積、旅客数、ラウンジ利用者数等</p>	<p>空港（貨物系）</p> <p>延べ床面積、貨物の取扱時間・取扱量・取扱回数等</p>	<p>訓練センター</p> <p>延べ床面積、訓練時間、入居者数等</p>	<p>整備センター</p> <p>延べ床面積、整備時間、整備作業工数、入居者数等</p>
<p>テストセル</p> <p>テスト時出力×テスト時間等</p>	<p>ケータリング工場</p> <p>延べ床面積、生産食品数、生産額等</p>	<p>市内支店</p> <p>延べ床面積、入居者数、営業時間等</p>	<p>コールセンター</p> <p>延べ床面積、入居者数、営業時間等</p>
<p>データセンター</p> <p>延べ床面積、サーバー容量等</p>	<p>研修・宿泊</p> <p>延べ床面積、研修時間、宿泊者数等</p>	<p>POL（給油）</p> <p>延べ床面積、営業時間、延べ床面積等</p>	<p>車両</p> <p>走行距離、走行時間、稼働時間等</p>

# (補足) エネルギー管理標準の見方

(サンプル)

個別

省エネルギー法に基づく  
エネルギー管理標準

[空気調和設備]管理標準

管理標準の対象設備の名称を記載しています

各業所で個別に対応する必要のある頁は「個別」、共通した内容の頁は「共通」と表記しています

管理標準の目的と対象とする設備名称を示しています

省エネにつながる主な運用管理の内容を示しています

適正な運転状況の維持・把握のための定期的な計測・記録について示しています

定期的な保守点検について示しています

新設の場合に配慮する内容を示しています

改訂内容を改訂日とともに履歴として示しています

項目	内 容	判断基準 番号	管理値 (推奨値と推奨頻度)	参照 マニュアル
1. 目的	このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。			
2. 適用範囲	建物に設置された空気調和設備に適用する。			
運 転 管 理	空調は施す区画を限定し、ブラインド等により空調負荷軽減をはかると共に、使用状況に応じ温度、湿度、運転時間等を設定する。また、過剰な空調とならないような管理を行う。 ①不要時の空調OFF ・空調機は使用する部屋のみを起動すること。但し、機器が換気設備兼用の機器や、換気設備連動の場合は、換気運転をON、もしくは送風運転モードで運転すること(COVID-19ほか感染症予防のため換気を止めないこと)。 ・換気設備は常時24時間運転とすること。 ・空調換気扇(ロスナイ)や全熱交換器組み込み機器の場合、冬・夏季は熱交換換気運転、春・秋季はバイパス換気運転に設定すること。 ②空調機の設定温度の緩和 ・空調機の設定温度は支障のない範囲で政府推奨値を参考に設定する。 ・支障のない範囲でクールビズやウオームビズ等を推奨し、空調の設定温度緩和を推進する。 ③屋外からの熱の出入りの抑制 ・ガラス窓からの熱の出入りを遮断するために支障のない範囲でブラインドやカーテンなどを利用する。	1(1)①ア	常時   ・夏:28℃ 冬:20℃	管理値 1-1  1-2 1-3
計 測 記 録	空調条件の確認と空調機器の故障把握のため、定期的に計測・記録する。測定は窓際を避け、空気環境の変動の少ない場所(部屋の中央など)を選び、日中に行うものとする。 ①室内温度 ②室内湿度 ③室内のCO2濃度	1(1)②ア	6回/年 <sup>1</sup> 6回/年 <sup>1</sup> 6回/年 <sup>1</sup>	管理値 1-4 1-5 1-6
保 守 点 検	建物関連資料の整備 ・各種系統図や設備台帳等を改修に応じて適宜、修正の上保存する。 空調機の効率運転の維持向上のため、保守点検を定期的に行う。 ①空調機のフィルタの清掃、交換 ②空調機の吸込み口、吹出し口前に障害物をおかない	1(1)③ア	2回/月 <sup>2</sup> 常時	管理値 1-8 1-9
新 設 措 置	フロン排出抑制法に基づく対象設備機器の定期点検を行い、点検・修理、冷媒の充填・改修等の履歴をRaMSIに記録する。 定期点検・修理・機器更新は法に定める適正な業者に委託する。 ・対象：業務用空調機 室外機50kW以上 1回/1年 室外機7.5kW以上50kW未満 1回/3年	-	簡易点検 1回/3月 専門家による定期点検 1回/1年・3年 修理・漏えい量の記録 都度	1-10 1-11 1-12 1-13
改訂履歴		1(1)④イ		
	改訂年月日	改訂内容		承認
	2021年4月1日	ニューノーマル対応、フロン法対応、新設措置改定		

\*1: 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル管理法)の測定頻度等を参考に設定

\*2: 一般財団法人省エネルギーセンターの管理標準事例(オフィスビル)を参考に設定

※各事業所は推奨値・推奨頻度を参考に管理値を設定してください

# エネルギー管理標準

省エネルギー法に基づく  
エネルギー管理標準

[空調和設備]管理標準

1. 目的  
このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。
2. 適用範囲  
建物に設置された空調和設備に適用する。

項目	内 容	判断基準 番号	管理値 (推奨値と推奨頻度)	参照 マニュアル
運 転 管 理	<p>空調は施す区画を限定し、ブラインド等により空調負荷軽減をはかると共に、使用状況に応じ温度、湿度、運転時間等を設定する。また、過剰な空調とならないような管理を行う。</p> <p>①不要時の空調OFF</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空調機は使用する部屋のみを起動すること。但し、機器が換気設備兼用の機器や、換気設備連動の場合は、換気運転をON、もしくは送風運転モードで運転すること(COVID-19ほか感染症予防のため換気を止めないこと)。</li> <li>換気設備は常時24時間運転とすること。</li> <li>空調換気扇(ロスナイ)や全熱交換器組込み機器の場合、冬・夏季は熱交換換気運転、春・秋季はバイパス換気運転に設定すること。</li> </ul> <p>②空調機の設定温度の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空調機の設定温度は支障のない範囲で政府推奨値を参考に設定する。</li> <li>支障のない範囲でクールビズやウォームビズ等を推奨し、空調の設定温度緩和を推進する。</li> </ul> <p>③屋外からの熱の出入りの抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ガラス窓からの熱の出入りを遮蔽するために支障のない範囲でブラインドやカーテンなどを利用する。</li> </ul>	1(1)①ア	<p>常時</p> <p>・夏:28℃ 冬:20℃</p> <p>適宜</p>	<p>管理値 1-1</p> <p>1-2</p> <p>1-3</p>
	計 測 記 録	<p>空調条件の確認と空調機器の故障把握のため、定期的に計測・記録する。測定は窓際を避け、空気環境の変動の少ない場所(部屋の中央など)を選び、日中に行うものとする。</p> <p>①室内温度 ②室内湿度 ③室内のCO2濃度</p> <p><small>*1: 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル管法)の測定頻度等を参考に設定</small></p> <p>建物関連資料の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種系統図や設備台帳等を改修に応じて適宜、修正の上保存する。</li> </ul>	1(1)②ア	<p>6回/年<sup>*1</sup> 6回/年<sup>*1</sup> 6回/年<sup>*1</sup></p> <p>適宜</p>
保 守 点 検	<p>空調機の効率運転の維持向上のため、保守点検を定期的に行う。</p> <p>①空調機のフィルタの清掃、交換 ②空調機の吸込み口、吹出し口前に障害物をおかない</p> <p><small>*2: 一般財団法人省エネルギーセンターの管理標準事例(オフィスビル)を参考に設定</small></p> <p>フロン排出抑制法に基づく対象設備機器の定期点検を行い、点検・修理、冷媒の充填・改修等の履歴をRaMSIに記録する。定期点検・修理・機器更新は法に定める適正な業者に委託する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象: 業務用空調機 室外機50kW以上 1回/1年 室外機7.5kW以上50kW未満 1回/3年</li> </ul>	1(1)③ア	<p>2回/月<sup>*2</sup> 常時</p> <p>簡易点検 1回/3月 専門家による定期点検 1回/1年・3年 修理・漏えい量の記録 都度</p>	<p>管理値 1-8 1-9</p> <p>1-10 1-11 1-12 1-13</p>
	新 設 措 置	<p>1. 新設における投資の判断は、費用対効果や省エネルギー、地球環境に配慮しつつ、トッランナー機器の選定をすること、また、省エネ法の目標達成が困難な場合や故障対応といった緊急性など、多角的な面から行うこと。</p>	1(1)④イ	
改 訂 履 歴	改訂年月日	改訂内容		承認
	2021年4月1日	ニューノーマル対応、フロン法対応、新設措置改定		

※各事業所は推奨値・推奨頻度を参考に管理値を設定してください



省エネルギー法に基づく  
エネルギー管理標準

「照明設備」管理標準

1. 目的  
このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。
2. 適用範囲  
建物に設置された照明設備に適用する。

項目	内 容	判断基準 番号	管理値 (推奨値と推奨頻度)	参照 マニュアル
運 転 管 理	<p>①事務室の昼休みや不在時等の消灯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務室は支障のない範囲で昼休み、不在時は消灯する。</li> <li>・会議室、倉庫、書庫、トイレ、更衣室等は支障のない範囲で使用時のみ点灯し、常時は消灯する。</li> </ul> <p>②適正な照度の設定・維持</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギーを念頭に置き、事務室の部屋の照度を適正な値に支障のない範囲で設定・維持する。</li> <li>・事務室以外の部屋についても支障のない範囲で適正な照度を設定し維持する。</li> </ul> <p>(参考)日本工業規格Z9110(照度基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①休憩室、倉庫 100±25[Lx]</li> <li>②廊下、便所 150±50[Lx]</li> <li>③応接室、玄関 300±100[Lx]</li> <li>④事務室、会議室 500±200[Lx]</li> <li>⑤細かい作業を伴う事務室等 1000±250[Lx]</li> </ul> <p>(参考)Lx(ルクス)は光に照らされた面の明るさを表す単位で大きい方がより明るいことを意味する。</p> <p>(参考)照明の照度が過剰と思われる場合の対応としては支障が出ない範囲で照明の間引き点灯等がある。</p>	1(3)①ア	<p>常時 常時</p> <p>事務室500±200[Lx]</p>	<p>管理値</p> <p>2-1 2-2</p> <p>2-3</p>
	計 測 記 録	<p>照明の不備やランプ交換時など必要に応じて照度計測を行う。測定は影の映り込みのない、適正照度が得られる場所を選び行うものとする。</p> <p>①照度</p> <p>建物関連資料の整備</p> <p>各種系統図や設備台帳等を改修に応じて適宜、修正の上保存する。</p>	1(3)②	<p>必要時</p> <p>適宜</p>
保 守 点 検	<p>照明点滅の適正維持のため、定期的に保守点検を行う。</p> <p>①ランプ、照明器具の清掃</p> <p>②ランプ交換</p> <p><small>*1: 一般財団法人省エネルギーセンターの 管理標準事例(オフィスビル)を参考に設定</small></p>	1(3)③ア	<p>2回/年<sup>*1</sup> 必要時</p>	<p>管理値</p> <p>2-6 2-7</p>
新 設 措 置	<p>1.新設における投資の判断は、費用対効果や省エネルギー、地球環境に配慮しつつ、トップランナー機器の選定をすること、また、省エネ法の目標達成が困難な場合や故障対応といった緊急性など、多角的な面から行うこと。</p>	1(3)④ア		
改 訂 履 歴	改訂年月日	改訂内容		承認
	2021年4月1日	新設措置改訂		

※各事業所は推奨値・推奨頻度を参考に管理値を設定してください

省エネルギー法に基づく  
エネルギー管理標準

[事務用設備]管理標準

1. 目的

このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

建物に設置された事務用設備に適用する。

項目	内 容	判断基準 番号	管理値 (推奨値と推奨頻度)	参照 マニュアル
運 転 管 理	<b>1.複写機やプリンターの管理</b> ①節電モードのある機種については支障のない範囲で節電モードの設定とする。 ②長期の休み等長時間使用しない場合は支障がない範囲で電源を切り、プラグをコンセントから抜く。	1(6)①	常時	管理値 3-1
	<b>2.パソコンの管理</b> 各自のパソコンの管理を下記の通り、実施する。 ①節電モードのある機種については支障のない範囲で節電モードの設定とする。 ②長期の休み等長時間使用しない場合は支障のない範囲で電源を切り、プラグをコンセントから抜く。 ③付属器具(ハードディスク等)は使用時以外は支障のない範囲で電源を切る。		必要時	3-2
計 測 記 録	特に実施はしない			
	建物関連資料の整備 各種系統図や設備台帳等を改修に応じて適宜、修正の上保存する。		適宜	3-6
保 守 点 検	事務機器の適正運転維持のため、定期的に保守点検を行う。 ①複写機やプリンター等の定期的な保守点検の実施	1(6)②	適宜	管理値 3-7
新 設 措 置	1.新設における投資の判断は、費用対効果や省エネルギー、地球環境に配慮しつつ、トップランナー機器の選定をすること、また、省エネ法の目標達成が困難な場合や故障対応といった緊急性など、多角的な面から行うこと。	1(6)②		
改 訂 履 歴	改訂年月日	改訂内容		承認
	2021年4月1日	新設措置改訂		

※各事業所は推奨値・推奨頻度を参考に管理値を設定してください

省エネルギー法に基づく  
エネルギー管理標準

「受変電・配電設備」管理標準

1. 目的  
このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。
2. 適用範囲  
建物に設置された受変電・配電設備に適用する。

項目	内 容	判断基準 番号	管理値 (推奨値と推奨頻度)	参照 マニュアル
運 転 管 理	①電力、電圧、力率の管理 異常値がでていないかを監視する。	1(4)①ア	常時	管理値 4-1
	②力率の管理 支障のない範囲で力率を100%に近づける。		目標力率100%	4-2
	③最大電力の抑制 電力負荷を平準化することによって最大電力の抑制を行う。		常時	4-3
計 測 記 録	使用する電力関係のデータを記録する。  ①電力量 ②電圧、電流、力率 ③最大電力等  <small>*1: 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (ビル管理法)の測定頻度等を参考に設定</small>	1(4)②	1回/日 <sup>*1</sup>	4-4
	建物関連資料の整備  各種系統図や設備台帳等を改修に応じて適宜、修正の上保存する。		1回/日 <sup>*1</sup>	4-5
保 守 点 検	受変電設備を良好な状態に維持するため、定期的に保守・点検を行う。  ①定期点検(電気保安規定等による)  <small>*2: 一般財団法人省エネルギーセンターの 管理標準事例(オフィスビル)を参考に設定</small>	1(4)③	1回/日 <sup>*1</sup>	4-6
			1回/年 <sup>*2</sup>	4-8
新 設 措 置	1. 新設における投資の判断は、費用対効果や省エネルギー、地球環境に配慮しつつ、トプランナー機器の選定をすること、また、省エネ法の目標達成が困難な場合や故障対応といった緊急性など、多角的な面から行うこと。	1(4)④ア		
改 訂 履 歴	改訂年月日	改訂内容		承認
	2021年4月1日	新設措置改訂		

※各事業所は推奨値・推奨頻度を参考に管理値を設定してください

省エネルギー法に基づく  
エネルギー管理標準

「熱搬送設備(ポンプ、ファン)」管理標準

1. 目的  
このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。
2. 適用範囲  
建物に設置された熱搬送設備(ポンプ、ファン)に適用する。

項目	内 容	判断基準 番号	管理値 (推奨値と推奨頻度)	参照 マニュアル
運 転 管 理	<b>1.循環水系</b> ①負荷に応じた送水量、圧力の調整を行うこと ・ポンプのインバータ制御(回転数制御) ポンプを定格回転数で運転し、吐出弁で流量の制御をすれば、ポンプの吐出圧が高くなってポンプの動力損失が大きくなるので、ポンプのインバータにより回転数制御をする。但し、インバータ制御可能な場合に限る。	1(1)①ウ	常時 (ポンプがインバータ制御可能な場合に限る)	管理値 5-1
	<b>2.空気系</b> ①負荷に応じた送風量、圧力の調整を行うこと ・送風機のインバータ制御(回転数制御) ダンパを全開にし、風量をインバータによる回転数制御によって適切に調整されていること。 但し、送風機がインバータ制御が可能な場合に限る。 ※外調機、換気設備のファンについては、COVID-19感染予防のため、当面の間、インバータ制御の場合はインバータ制御を止め、定風量運転とすること。 外気導入がダンパ制御の場合はダンパを全開とすること。		常時 (送風機がインバータ制御可能な場合に限る)	5-2
計 測 記 録	熱搬送設備(ポンプ、ファン)の適正な運転状況の維持・把握のため、定期的に計測・記録する。  ①電圧、電流、電力量等  <small>*1:一般財団法人省エネルギーセンターの管理標準事例(オフィスビル)を参考に設定</small>	1(1)②イ	2回/日*1	5-3
	建物関連資料の整備  各種系統図や設備台帳等を改修に応じて適宜、修正の上保存する。		適宜	5-4
保 守 点 検	熱搬送設備の効率運転の維持向上のため、保守点検を定期的に行う。  ①定期点検 (電圧、電流、電力量、作動状態等の点検)  <small>*1:一般財団法人省エネルギーセンターの管理標準事例(オフィスビル)を参考に設定</small>	1(1)③ア	2回/年*1	5-5
新 設 措 置	1.新設における投資の判断は、費用対効果や省エネルギー、地球環境に配慮しつつ、トプラランナー・モーター使用機器の選定をすること、また、省エネ法の目標達成が困難な場合や故障対応といった緊急性など、多角的な面から行うこと。	1(1)④ウ		
改 訂 履 歴	改訂年月日	改訂内容		承認
	2021年4月1日	ニューノーマル対応、新設措置改訂		

※各事業所は推奨値・推奨頻度を参考に管理値を設定してください

1. 目的  
このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。
2. 適用範囲  
建物に設置されたターボ冷凍機、チラー設備に適用する。

項目	内 容	判断基準 番号	管理値 (推奨値と推奨頻度)	参照 マニュアル
運 転 管 理	①空調を構成する機器の効率向上 ・冷水出口温度 中間季(春、秋)等の軽負荷時は支障のない範囲で冷水出口温度を高め設定することとする。但し、温度設定変更が可能な場合に限る。	1(1)①ウ	[参考値] 冷水出口温度 :7~10℃*	6-1
	・冷却水温度 中間季(春、秋)等の軽負荷時は支障のない範囲で冷却水温度を低めに設定することとする。但し、温度設定変更が可能な場合に限る。	1(1)①オ	[参考値] 冷却水温度 :25~32℃*	6-2
計 測 記 録	ターボ冷凍機やチラー設備の適正な運転状況の維持・把握のため、定期的に計測・記録する。	1(2)②ア		
	①冷水・温水温度、冷却水温度等 <small>*1:一般財団法人省エネルギーセンターの 管理標準事例(オフィスビル)を参考に設定</small>		12回/日 <sup>*1</sup>	6-3
	建物関連資料の整備 各種系統図や設備台帳等を改修に応じて適宜、修正の上保存する。		適宜	6-4
保 守 点 検	ターボ冷凍機やチラー設備の効率運転の維持向上のため、保守点検を定期的に行う。	1(2)③ア		
	①定期点検 (設備稼働状況の確認) <small>*1:一般財団法人省エネルギーセンターの 管理標準事例(オフィスビル)を参考に設定</small>		2回/年 <sup>*1</sup>	6-5
	フロン排出抑制法に基づく対象設備機器の定期点検を行い、点検・修理、冷媒の充填・改修等の履歴をRaMSIに記録する。定期点検・修理・機器更新は法に定める適正な業者に委託する。 ・対象: 冷凍機・チラー 定格出力7.5kW以上 1回/1年	—	簡易点検 1回/3月 専門家による定期点検 1回/1年 修理・漏えい量の記録 都度	6-6 6-7 6-8
新設措置	1.新設における投資の判断は、費用対効果や省エネルギー、地球環境に配慮しつつ、高効率機器の選定をすること、また、省エネ法の目標達成が困難な場合や故障対応といった緊急性など、多角的な面から行うこと。	1(1)④イ		
改訂履歴	改訂年月日	改訂内容		承認
	2021年4月1日	フロン法対応、新設措置改定		

※各事業所は推奨値・推奨頻度を参考に管理値を設定してください

省エネルギー法に基づく  
エネルギー管理標準

「ボイラー設備」管理標準

1. 目的  
このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。
2. 適用範囲  
建物に設置されたボイラー設備に適用する。

項目	内 容	判断基準 番号	管理値 (推奨値と推奨頻度)	参照 マニュアル 管理値
運 転 管 理	①ボイラーの空気の適正化 ・燃焼空気量を支障のない範囲で理論空気量に近づけて排ガス損失を低減するとともに完全燃焼を図る。	1(2)①イ	[参考値] 空気比:1.2~1.3*	7-1
	②ボイラー水質の管理の徹底 ・ボイラー伝熱管内部へのスケール付着、スラッジ沈殿防止のため、水質管理を行う。	1(2)①エ	常時	7-2
	③複数のボイラーの場合の運転台数の適正化 ・複数のボイラー設備を使用する場合は支障のない範囲で空調需要に応じ負荷調整、台数制御等を行い効率向上を図る。但し、上記の運転制御がない場合はこの限りではない。	1(2)①オ	常時	7-3
	*: メーカーや機種、燃料種別等により、数値は異なるため、あくまでも参考値です。事前の詳細検討等は必要です。			
計 測 記 録	ボイラー設備の適正な運転状況の維持・把握のため、定期的に計測・記録する。	1(2)②ア		
	①動作状況の計測 ・燃料使用量、給水量、排ガス温度、排ガス中残存酸素量 ・供給温水の温度、量 ・供給蒸気の温度、圧力、量 ・稼働台数、稼働時間		適宜	7-4
	建物関連資料の整備			
	各種系統図や設備台帳等を改修に応じて適宜、修正の上保存する。		適宜	7-5
保 守 点 検	ボイラー設備の効率的運転の維持向上のため、定期的に点検を行う。  ①定期点検 ・ばいじんスケール等の確認 ・保温、断熱部の保守 ・スチームトラップの漏れ点検 ・ボイラーの水質確認  他	1(2)③アイ	適宜	7-6
新 設 措 置	1. 新設における投資の判断は、費用対効果や省エネルギー、地球環境に配慮しつつ、高効率機器の選定をすること、また、省エネ法の目標達成が困難な場合や故障対応といった緊急性など、多角的な面から行うこと。	1(1)④イ		
改 訂 履 歴	改訂年月日	改訂内容		承認
	2021年4月1日	新設措置改訂		

※各事業所は推奨値・推奨頻度を参考に管理値を設定してください

省エネルギー法に基づく  
エネルギー管理標準

## 「昇降機設備」管理標準

### 1. 目的

このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

### 2. 適用範囲

建物に設置された昇降機設備(エレベータ、エスカレータ等)に適用する。

項目	内 容	判断基準 番号	管理値 (推奨値と推奨頻度)	参照 マニュアル 管理値
運 転 管 理	①夜間休日の運転台数の削減 ・使用人数が少ない夜間・休日は支障のない範囲で運転台数を少なくするなど省電力運転を行うこと。但し、上記の省電力運転制御がない場合はこの限りではない。	1(3)①イ	常時	8-1
	②2フロア以内移動時の階段等利用推進 ・2フロア以内の移動には支障のない場合はエレベータを使用しない。(例 2UP 3DOWN活動など)		常時	8-2
	③非利用時の照明の停止 ・非利用時のかごの照明は支障のない範囲で自動停止とすること。 <b>換気扇はCOVID-19ほか感染症予防のため常時運転すること。</b> 但し、当該省電力運転制御がない場合はこの限りではない。		常時	8-3
計 測 記 録	昇降設備の適正な運転状況の維持・把握のため、定期的に計測・記録する。 ①動作状況の計測(電圧、電流、電力量等) <small>*1:一般財団法人省エネルギーセンターの 管理標準事例(オフィスビル)を参考に設定</small>		1回/月*1	8-4
	建物関連資料の整備 各種系統図や設備台帳等を改修に応じて適宜、修正の上保存する。		適宜	8-5
保 守 点 検	昇降機設備の効率的運転の維持向上のため、定期的に点検を行う。 ①定期点検(専門業者による保守点検等) <small>*1:一般財団法人省エネルギーセンターの 管理標準事例(オフィスビル)を参考に設定</small>	1(3)③イ	1回/年*1	8-6
新 設 措 置	1.新設における投資の判断は、費用対効果や省エネルギー、地球環境に配慮しつつ、高効率機器の選定をすること、また、省エネ法の目標達成が困難な場合や故障対応といった緊急性など、多角的な面から行うこと。	1(3)④ウ		
改 訂 履 歴	改訂年月日	改訂内容		承認
	2021年4月1日	ニューノーマル対応、新設措置改訂		

※各事業所は推奨値・推奨頻度を参考に管理値を設定してください

省エネルギー法に基づく  
エネルギー管理標準

## 「車両」のエネルギー管理標準

1. 目的  
このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条に基づき、告示「判断基準」に準じ、車両の運用におけるエネルギーの管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。
2. 適用範囲  
建物・施設内および営業・貨客輸送用に配備された車両に適用する。

項目	内 容	判断基準 番号	管理値 (推奨値と推奨頻度)	参照 マニュアル
運 用 管 理	* ( )内は以下の車種を表す。「G」ガソリン車、「D」ディーゼル車、「HV」ハイブリッド車、「PHV」プラグインハイブリッド車、「E」EV車、「F」FCV燃料電池車、「C」CNG車、「L」LPG車	—		管理値
	①不使用時のアイドルストップ(G、D、HV、PHV、C、L) ・一時停止以外の停車時は、保冷・保温や点灯、電源が必要な車両を除き、原則、アイドルストップする。		常時	9-1
	②電力による走行の優先 (PHV) ・電力による走行を優先し、燃料の消費を削減する。 ・使用後は充電する。		常時	9-2
	③経済速度を順守する(全車種) ・経済速度を順守し、急加速・急減速を避け、燃料の消費を削減する。		常時	9-3
	④適正な空気圧の設定・維持(全車種) ・タイヤの空気圧を適正に設定・維持し、走行抵抗を減らすことでエネルギー消費を削減する。 ・タイヤ空気圧は高すぎると制動距離が伸びるので注意する。		常時	9-4
⑤不要な積載物を載せない(全車種) ・不要な積載物によるエネルギー消費の増加を防止する。		常時	9-5	
計 測 記 録	燃料消費量、電力使用量と走行距離を記録する。 燃費を計算する。 ①燃料消費量、電力使用量(計測可能な場合) ②走行距離	—	1回/月	9-6
	整備記録の整備  車両の定期整備・修理記録および改修記録を整備保存する。		適宜	9-7
保 守 点 検	定期的に保守点検を行う(車両整備の基準による)。  ①始業前点検 ②6か月定期点検 ③車検定期点検	—	使用時 6か月毎 12か月/24か月毎	管理値  9-8 9-9 9-10
新 設 措 置	1.環境性能に優れた車両の選定を優先する。 2.新設における投資の判断は、費用対効果や省エネルギー、地球環境への配慮、また、省エネ法の目標達成が困難な場合や故障対応といった緊急性など、多角的な面から行うこと。	—		
改 訂 履 歴	改訂年月日	改訂内容		承認
	2021年4月1日	新設追加		

※各事業所は推奨値・推奨頻度を参考に管理値を設定してください



# 特殊設備におけるエネルギー管理標準

省エネルギー法に基づく  
エネルギー管理標準

エンジンテストセルの[コンプレッサー設備]管理標準

1. 目的  
このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。
2. 適用範囲  
建物に設置されたコンプレッサー設備に適用する。

項目	内 容	判断基準 番号	管理値 (推奨値と推奨頻度)	参照 マニュアル
運 転 管 理	①エアツール用コンプレッサーは台数制御盤にて運転管理をしているので全て遠方にする。	6-1①ア	使用時	管理値 10-1
	②スターター用のコンプレッサーは2台1組の為基本運用として2台を待機とすること。また起動は基本エンジン試運転時のみとする。	6-1①イ	使用時	10-2
	③コンプレッサーの吐出圧は本体設定値より理由がない限り変更しない。	6-1①ウ	空気圧 9.0～10.0kgf/m <sup>2</sup>	10-3
	④エアードライヤー等の補機はコンプレッサーを停止にしたときに一緒に停止にする。	6-1①カ	運用によりドライヤーは手動運転コンプレッサーは遠隔運転	
計 測 記 録	設備の適正な運転状況の維持・把握のため、定期的に計測・記録する。  ①定期的な計測・記録（下記は主な項目） ・吐出圧力 1回/月 ・電流値 1回/年 ・電圧 1回/年 ・運転時間 1回/月	6-2②	適宜	10-4
	対象設備関連資料の整備  各種設備図や設備台帳等を改修に応じて適宜、修正の上保存する。		適宜	10-5
保 守 点 検	設備の効率的運転の維持向上のため、定期的に点検を行う。  ①定期点検（下記は主な項目） ・月例点検 1回/月 ・3ヶ月点検 2回/年 ・6ヶ月点検 1回/年 ・年次点検 1回/年  点検内容は各点検表を参照 不具合発生時は至急メーカーに連絡する。	6-1③アイ	適宜	10-6
新 設 措 置	1.新設における投資の判断は、費用対効果や省エネルギー、地球環境に配慮しつつ、トプランナー・モーター使用機器の選定をすること、また、省エネ法の目標達成が困難な場合や故障対応といった緊急性など、多角的な面から行うこと。	6④		
改 訂 履 歴	改訂年月日	改訂内容		承認
	2021年4月1日	新設措置改訂		

※各事業所は推奨値・推奨頻度を参考に管理値を設定してください

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		エンジンテストセルの[エンジンテスト設備]管理標準		
<p>1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 建物に設置されたエンジンテスト設備に適用する。</p>				
項目	内 容	判断基準 番号	管理値 (推奨値と推奨頻度)	参照 マニュアル
運 転 管 理	①エンジンテストにおけるエンジンの燃焼に関してはエンジンを試験することが目的である為空気比等は試験項目を遵守する。	1①アイウエ	ANA管理 エンジン試運転時	管理値 11-1
	②エンジンを試験する時に品質に影響のない範囲で省エネルギーに繋がるようにすること頻発する場合は対応する。	6-1①イ	エンジン試運転時	11-2
計 測 記 録	設備の適正な運転状況の維持・把握のため、定期的に計測・記録する。 ①エンジンの試運転時規定に則って各種記録	1②	ANA管理 エンジン試運転時	11-3
	対象設備関連資料の整備 各種設備図や設備台帳等を改修に応じて適宜、修正の上保存する。		適宜	11-4
保 守 点 検	設備を良好な状態に維持するため、定期的に保守点検を行う。エンジン本体は試運転が目的の為保守に関する規定は設けない。 エンジンテスト用設備に関しては以下の定期点検を行なう。  ・架台 ①月例点検 外観 ②3ヶ月点検 外観 給油 ③6ヶ月点検 外観、給油、作動 ・給気/排気 ①月例点検 外観 ②6ヶ月点検 詳細目視	1③	適宜  <点検アイテム> ・エンジン搬送装置点検 ・エンジンアダプター点検 ・ベルマウス点検 ・ハイドロロードバンク点検 ・燃料設備点検 ・オイル供給設備点検 ・プリザベーションオイル設備点検 ・作業用リフター点検 ・大扉点検 ・ウォーターウォッシュ設備点検 ・APU試運転関連の設備保全点検等 ※1回/月 以上	11-5
新 設 措 置	1.新設における投資の判断は、費用対効果や省エネルギー、地球環境に配慮しつつ、高効率機器の選定をすること、また、省エネ法の目標達成が困難な場合や故障対応といった緊急性など、多角的な面から行うこと。	1(2)①オ		
改 訂 履 歴	改訂年月日	改訂内容		承認
	2021年4月1日	新設措置改訂		

※各事業所は推奨値・推奨頻度を参考に管理値を設定してください

省エネルギー法に基づく  
エネルギー管理標準

ケータリング工場の[厨房機器設備]管理標準

1. 目的  
このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。
2. 適用範囲  
建物に設置された厨房機器設備に適用する。

項目	内 容	判断基準 番号	管理値 (推奨値と推奨頻度)	参照 マニュアル
運 転 管 理	①待機電力の削減 ・不要時及び不使用時は電源を停止する。 ・待機電力がかかる機器は、コンセントを抜く。		常時	管理値 12-1
	設備の適正な運転状況の維持・把握のため、定期的に計測・記録する。測定は、庫内の温度変動の少ない場所を選び行うものとする。  ①プレハブ冷凍・冷蔵庫温度計測		1回/日	12-2
計 測 記 録	対象設備関連資料の整備  各種設備図や設備台帳等を改修に応じて適宜、修正の上保存する。		適宜	12-3
	設備の効率的運転の維持向上のため、定期的に点検を行う。  ①冷凍・冷蔵庫点検  フロン排出抑制法に基づく対象設備機器の定期点検を行い、点検・修理、冷媒の充填・改修等の履歴をRaMSIに記録する。 定期点検・修理・機器更新は法に定める適正な業者に委託する。 ・対象: 冷凍機・チラー 定格出力7.5kW以上 1回/1年		2回/年  簡易点検 1回/3月 専門家による定期点検 1回/1年 修理・漏えい量の記録 都度	12-4  12-5 12-6 12-7
新 設 措 置	1.新設における投資の判断は、費用対効果や省エネルギー、地球環境に配慮しつつ、高効率機器の選定をすること、また、省エネ法の目標達成が困難な場合や故障対応といった緊急性など、多角的な面から行うこと。			
改 訂 履 歴	改訂年月日	改訂内容		承認
	2021年4月1日	フロン法対応、新設措置改訂、対象施設変更		

※各事業所は推奨値・推奨頻度を参考に管理値を設定してください

※ (株)ANAケータリングサービスについては、別途、個社でのエネルギー管理標準を制定し運用管理を行っています。

省エネルギー法に基づく  
エネルギー管理標準

AMBの[特殊空調設備]管理標準

1. 目的  
このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。
2. 適用範囲  
建物に設置された特殊空調設備に適用する。

項目	内 容	判断基準 番号	管理値 (推奨値と推奨頻度)	参照 マニュアル
運 転 管 理	①特殊空調機の運転時間は整備計画に基づき行われる為、運転時間の設定は設けない。また機体内が無人的場合でも塗装の乾燥や燃料タンクの換気に使用している場合がある為停止させない。 <b>有人の場合は、COVID-19ほか感染症予防のための必要換気量を確保すること。</b>		常時	空調運転基準 管理値 13-1
	②特殊空調設備は給気温度設定の為、温度設定は管理値基準で設定すること。また整備作業に影響が出る為、現場より依頼がある場合は設定変更を行うこと		常時 ・夏:20℃ ・冬:35℃ ・乾燥:55℃	13-2
計 測 記 録	設備の適正な運転状況の維持・把握のため、定期的に計測・記録する。 ①定期的な計測・記録（下記は主な項目） ・温度計を用いての吹出し口温度 異常が見られたとき ・本体の起動の確認 1回/月 ・冷水及び温水の出口温度、蒸気圧力 1回/月		適宜	13-3
	対象設備関連資料の整備 各種設備図や設備台帳等を改修に応じて適宜、修正の上保存する。		適宜	13-4
保 守 点 検	設備の効率的運転の維持向上のため、定期的に点検を行う。 ①定期点検（下記は主な項目） ・空調機点検 1回/月 ・自動制御点検 1回/年		適宜	13-5
	フロン排出抑制法に基づく対象設備機器の定期点検を行い、点検・修理、冷媒の充填・改修等の履歴をRaMSIに記録する。 定期点検・修理・機器更新は法に定める適正な業者に委託する。 ・対象:業務用空調機 室外機50kW以上 1回/1年 室内機7.5kW以上50kW未満 1回/3年		簡易点検 1回/3月 専門家による定期点検 1回/1年・3年 修理・漏えい量の記録 都度	13-6 13-7 13-8
新 設 措 置	1.新設における投資の判断は、費用対効果や省エネルギー、地球環境に配慮しつつ、高効率機器の選定をすること、また、省エネ法の目標達成が困難な場合や故障対応といった緊急性など、多角的な面から行うこと。			
改 訂 履 歴	改訂年月日	改訂内容		承認
	2021年4月1日	ニューノーマル対応、フロン法対応、新設措置改訂		

※各事業所は推奨値・推奨頻度を参考に管理値を設定してください

省エネルギー法に基づく  
エネルギー管理標準

AMBの[格納庫照明設備]管理標準

1. 目的  
このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。
2. 適用範囲  
建物に設置された格納庫の照明設備に適用する。

項目	内 容	判断基準 番号	管理値 (推奨値と推奨頻度)	参照 マニュアル 管理値
運 転 管 理	①照明の運用について 格納庫天井照明については各コントロールルーム(以下C/R)にて現場の判断にてON-OFFを行う。巡回時必要ないと判断された場合は責任者に確認をしてからOFFにする。格納庫照明は朝巡回時に省エネモードにし、夕方巡回時に全点灯モードにすること。現場から全点灯の要請がある場合はこの限りではない。  DOCK STANDの照明はDOCK STAND操作盤にて現場の判断にてON-OFFを行う。作業をしていない場合は消灯する。		常時	14-1
	②格納庫の照度について 格納庫内照度は格納庫内照度測定細則をもとに設定する。		150lx	14-2
計 測 記 録	設備の適正な運転状況の維持・把握のため、定期的に計測・記録する。測定は影の映り込みのない、適正照度が得られる場所を選び行うものとする。  ①照度		6回/年	14-3
	対象設備関連資料の整備  各種設備図や設備台帳等を改修に応じて適宜、修正の上保存する。		適宜	14-4
保 守 点 検	設備の効率的運転の維持向上のため、定期的に点検を行う。  ①定期点検（下記は主な項目） ・照明設備点検 不具合発生時 ・照度測定 6回/年 ・ランプ、照明器具の清掃 適宜 ・ランプ交換(照度確認含む) 適宜		適宜	14-5
新 設 措 置	1.新設における投資の判断は、費用対効果や省エネルギー、地球環境に配慮しつつ、トップランナー機器の選定をすること、また、省エネ法の目標達成が困難な場合や故障対応といった緊急性など、多角的な面から行うこと。			
改 訂 履 歴	改訂年月日	改訂内容		承認
	2021年4月1日	新設措置改訂		

※各事業所は推奨値・推奨頻度を参考に管理値を設定してください

省エネルギー法に基づく  
エネルギー管理標準

AMBの[ショップエア設備]管理標準

1. 目的  
このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。
2. 適用範囲  
建物に設置されたショップエアコンプレッサーに適用する。

項目	内 容	判断基準 番号	管理値 (推奨値と推奨頻度)	参照 マニュアル 管理値
運 転 管 理	①ショップエアコンプレッサー(以下S/A)は台数制御盤にて運転管理をしているのですべて遠方とすること。S/Aの吐出圧は本体設定値より理由が無い限り変更しないこと。 ②コンプレッサー室の空調は24時間運転とすること。		常時  0.75Mpa～0.8Mpa	15-1  15-2
	設備の適正な運転状況の維持・把握のため、定期的に計測・記録する。 ①定期的な計測・記録（下記は主な項目） ・貯気槽圧力 1回/月 ・運転時間 1回/1年		適宜	15-3
計 測 記 録	対象設備関連資料の整備			
	各種設備図や設備台帳等を改修に応じて適宜、修正の上保存する。		適宜	15-4
保 守 点 検	設備の効率的運転の維持向上のため、定期的に点検を行う。 ①定期点検（下記は主な項目） ・日常点検 1回/日 ・メーカー点検 1回/1年		適宜	15-5
新 設 措 置	1.新設における投資の判断は、費用対効果や省エネルギー、地球環境に配慮しつつ、トプランナー・モーター使用機器の選定をすること、また、省エネ法の目標達成が困難な場合や故障対応といった緊急性など、多角的な面から行うこと。			
改 訂 履 歴	改訂年月日	改訂内容		承認
	2021年4月1日	新設措置改訂		

※各事業所は推奨値・推奨頻度を参考に管理値を設定してください

省エネルギー法に基づく  
エネルギー管理標準

AMBの[ニューマチックエア設備]管理標準

1. 目的  
このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。
2. 適用範囲  
建物に設置されたニューマチックエアコンプレッサーに適用する。

項目	内 容	判断基準 番号	管理値 (推奨値と推奨頻度)	参照 マニュアル 管理値
運 転 管 理	①ニューマチックコンプレッサー(以下P/N)は現場にて使用時起動する。起動台数は原則1台とする為1台を遠方とし、他の2台は直接にしておくこと。但し生産都合上必要であるときは最大電力を確認し可能である場合に限り2台運転とする。2台運転の作業が終了次第1台起動状態に戻すこと。		常時	16-1
	②P/Nの吐出圧力は整備都合上必要であれば都度変更出来る事とする。		0.3Mpa	16-2
計 測 記 録	設備の適正な運転状況の維持・把握のため、定期的に計測・記録する。			
	①定期的な計測・記録（下記は主な項目） ・吐出圧力 1回/月 ・運転時間 1回/3年		適宜	16-3
保 守 点 検	対象設備関連資料の整備			
	各種設備図や設備台帳等を改修に応じて適宜、修正の上保存する。		適宜	16-4
新 設 措 置	設備の効率的運転の維持向上のため、定期的に点検を行う。			
	①定期点検（下記は主な項目） ・日常点検 1回/日 ・月例点検 1回/月 ・メーカー点検 1回/3年		適宜	16-5
改 訂 履 歴	1.新設における投資の判断は、費用対効果や省エネルギー、地球環境に配慮しつつ、トップランナー・モーター使用機器の選定をすること、また、省エネ法の目標達成が困難な場合や故障対応といった緊急性など、多角的な面から行うこと。			
	改訂年月日	改訂内容		承認
	2021年4月1日	新設措置改訂		

※各事業所は推奨値・推奨頻度を参考に管理値を設定してください



省エネルギー法に基づく  
エネルギー管理標準

AMBの[電動発電機]管理標準

1. 目的  
このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。
2. 適用範囲  
建物に設置された電動発電機に適用する。

項目	内 容	判断基準 番号	管理値 (推奨値と推奨頻度)	参照 マニュアル
運 転 管 理	①電動発電機(以下MG)は現場にて使用時に本体主電源ブレーカーをONにして起動確認し、作業終了時はブレーカーをOFFにして停止を確認すること。		常時	管理値 17-1
	②MGの送電電圧は本体設定値より理由が無い限り変更しないこと。		送電電圧 200V/115V	17-2
	③MG室空調機はMG起動中のみ運転すること。 MG室空調機は必ずMG起動前に運転させること。 (空調機運転前にMG起動させると警報が鳴動する。			
計 測 記 録	設備の適正な運転状況の維持・把握のため、定期的に計測・記録する。 ①定期的な計測・記録(下記は主な項目) ・受電電圧 1回/月 ・送電電圧 1回/月 ・送電周波数 1回/月 ・送電電流 1回/月		適宜	17-3
	対象設備関連資料の整備 各種設備図や設備台帳等を改修に応じて適宜、修正の上保存する。		適宜	17-4
保 守 点 検	設備の効率的運転の維持向上のため、定期的に点検を行う。 ①定期点検(下記は主な項目) ・日常点検 1回/日 ・月例点検 1回/月 ・6ヶ月点検 2回/月		適宜	17-5
新 設 措 置	1.新設における投資の判断は、費用対効果や省エネルギー、地球環境に配慮しつつ、高効率機器の選定をすること、また、省エネ法の目標達成が困難な場合や故障対応といった緊急性など、多角的な面から行うこと。			
改 訂 履 歴	改訂年月日	改訂内容		承認
	2021年4月1日	新設措置改訂		

※各事業所は推奨値・推奨頻度を参考に管理値を設定してください

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		AMBの[ドックスタンド]管理標準		
<p>1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 建物に設置されたドックスタンドに適用する。</p>				
項目	内 容	判断基準 番号	管理値 (推奨値と推奨頻度)	参照 マニュアル 管理値
運 転 管 理	①No.1・2・4・5ドックスタンドは中央制御盤にて使用時起動すること。使用についてはオペレーションマニュアルの操作手順にて操作を行うこと。照明については格納庫照明設備管理基準に記載。		常時	18-1
	②No.3ドックスタンドは無線機にて使用時起動すること。使用についてはオペレーションマニュアルの操作手順にて操作を行うこと。照明については格納庫照明設備管理基準に記載。			
計 測 記 録	設備の適正な運転状況の維持・把握のため、定期的に計測・記録する。 特に設定はなし			
	対象設備関連資料の整備 各種設備図や設備台帳等を改修に応じて適宜、修正の上保存する。		適宜	18-2
保 守 点 検	設備の効率的運転の維持向上のため、定期的に点検を行う。 ①定期点検 No.1・2・4・5ドックスタンド ・3ヶ月点検 3回/年 ・年次点検 1回/年 ②定期点検 No.3ドックスタンド ・6ヶ月点検 1回/年 ・年次点検 1回/年		4回/年  2回/年	18-3
新 設 措 置	1.新設における投資の判断は、費用対効果や省エネルギー、地球環境に配慮しつつ、高効率機器の選定をすること、また、省エネ法の目標達成が困難な場合や故障対応といった緊急性など、多角的な面から行うこと。			
改 訂 履 歴	改訂年月日	改訂内容		承認
	2021年4月1日	新設措置改訂		

※各事業所は推奨値・推奨頻度を参考に管理値を設定してください

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		AMBの[ホイストクレーン]管理標準		
<p>1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 建物に設置されたホイストクレーンに適用する。</p>				
項目	内 容	判断基準 番号	管理値 (推奨値と推奨頻度)	参照 マニュアル 管理値
運 転 管 理	①ホイストクレーンは無線操作器と本体ペンダントにて操作すること。使用終了後はペンダントを上部に格納し本体をSTOW位置に戻すこと。		常時	19-1
	設備の適正な運転状況の維持・把握のため、定期的に計測・記録する。 特に設定はなし			
計 測 記 録	対象設備関連資料の整備 各種設備図や設備台帳等を改修に応じて適宜、修正の上保存する。		適宜	19-2
	設備の効率的運転の維持向上のため、定期的に点検を行う。 ①定期点検 ・月例点検 8回／年 ・3ヶ月点検 2回／年 ・6ヶ月点検 1回／年 ・年次点検 1回／年 ・性能検査 1回／2年		1回／月	19-3
新 設 措 置	1.新設における投資の判断は、費用対効果や省エネルギー、地球環境に配慮しつつ、高効率機器の選定をすること、また、省エネ法の目標達成が困難な場合や故障対応といった緊急性など、多角的な面から行うこと。			
改 訂 履 歴	改訂年月日	改訂内容		承認
	2021年4月1日	新設措置改訂		

※各事業所は推奨値・推奨頻度を参考に管理値を設定してください

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		AMBの[ゴンドラクレーン]管理標準		
<p>1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 建物に設置されたゴンドラクレーンに適用する。</p>				
項目	内 容	判断基準 番号	管理値 (推奨値と推奨頻度)	参照 マニュアル 管理値
運 転 管 理	①ゴンドラクレーンは無線操作器と本体プラットフォームにて操作すること。使用終了後はSTOW位置に戻すこと。		常時	20-1
	設備の適正な運転状況の維持・把握のため、定期的に計測・記録する。 特に設定はなし			
計 測 記 録	対象設備関連資料の整備			
	各種設備図や設備台帳等を改修に応じて適宜、修正の上保存する。		適宜	20-2
保 守 点 検	設備の効率的運転の維持向上のため、定期的に点検を行う。			
	①定期点検 ・使用前点検 ・月例点検 11回/年 ・年次点検 1回/年 ・性能検査 1回/年		適宜	20-3
新 設 措 置	1.新設における投資の判断は、費用対効果や省エネルギー、地球環境に配慮しつつ、高効率機器の選定をすること、また、省エネ法の目標達成が困難な場合や故障対応といった緊急性など、多角的な面から行うこと。			
改 訂 履 歴	改訂年月日	改訂内容		承認
	2021年4月1日	追加		

※各事業所は推奨値・推奨頻度を参考に管理値を設定してください

省エネルギー法に基づく  
エネルギー管理標準

AMBの[プレハブ冷凍冷蔵庫]管理標準

1. 目的  
このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。
2. 適用範囲  
建物に設置されたプレハブ冷凍冷蔵庫に適用する。

項目	内 容	判断基準 番号	管理値 (推奨値と推奨頻度)	参照 マニュアル 管理値
運 転 管 理	①冷凍冷蔵庫の扉は大きな荷物を搬入する等やむを得ない場合を除きすぐに閉じること。		常時	21-1
	②冷凍冷蔵庫の温度管理 冷凍冷蔵庫の温度は中に入れる材料の保管温度基準以下にすること。		常時	21-2
計 測 記 録	設備の適正な運転状況の維持・把握のため、定期的に計測・記録する。 ①定期的な計測・記録（下記は主な項目） ・庫内温度		1回/日	21-3
	対象設備関連資料の整備 各種設備図や設備台帳等を改修に応じて適宜、修正の上保存する。		適宜	21-4
保 守 点 検	設備の効率的運転の維持向上のため、定期的に点検を行う。 ①定期点検		2回/月	21-5
	フロン排出抑制法に基づく対象設備機器の定期点検を行い、点検・修理、冷媒の充填・改修等の履歴をRaMSIに記録する。 定期点検・修理・機器更新は法に定める適正な業者に委託する。 ・対象: 冷凍機・チラー 定格出力7.5kW以上 1回/1年		簡易点検 1回/3月 専門家による定期点検 1回/1年 修理・漏えい量の記録 都度	21-6 21-7 21-8
新 設 措 置	1.新設における投資の判断は、費用対効果や省エネルギー、地球環境に配慮しつつ、トップランナー機器の選定をすること、また、省エネ法の目標達成が困難な場合や故障対応といった緊急性など、多角的な面から行うこと。			
改 訂 履 歴	改訂年月日	改訂内容		承認
	2021年4月1日	フロン法対応、新設措置改定		

※各事業所は推奨値・推奨頻度を参考に管理値を設定してください

省エネルギー法に基づく  
エネルギー管理標準

CMBの[吸引設備]管理標準

1. 目的  
このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。
2. 適用範囲  
建物に設置された吸引設備に適用する。

項目	内 容	判断基準 番号	管理値 (推奨値と推奨頻度)	参照 マニュアル 管理値
運 転 管 理	①吸引設備は台数制御盤にて運転管理をしているので全て遠方にする。また基本1台運転になるように制御盤を設定すること。		必要時(使用時)	22-1
	②吸引設備の吸引圧力は本体設定値より理由が無い限り変更しないこと。設備の吸引圧力は本体設定値より理由が無い限り変更しないこと。 [変更理由] 2018.07 BTC 品質管理部 品質管理課より変更依頼にて実施		-0.073Mpa ~-0.090Mpa	22-2
計 測 記 録	設備の適正な運転状況の維持・把握のため、定期的に計測・記録する。 ①定期的な計測・記録（下記は主な項目） ・吸引圧力 ・電流値 ・運転時間		1回/日	22-3
	対象設備関連資料の整備  各種設備や設備台帳等を改修に応じて適宜、修正の上保存する。		適宜	22-4
保 守 点 検	設備の効率的運転の維持向上のため、定期的に点検を行う。 ①定期点検（下記は主な項目） ・日常点検 1回/日 ・3ヶ月点検 3回/年 ・年次点検 1回/年		適宜	22-5
新 設 措 置	1.新設における投資の判断は、費用対効果や省エネルギー、地球環境に配慮しつつ、高効率機器の選定をすること、また、省エネ法の目標達成が困難な場合や故障対応といった緊急性など、多角的な面から行うこと。			
改 訂 履 歴	改訂年月日	改訂内容		承認
	2021年4月1日	新設措置改訂		

※各事業所は推奨値・推奨頻度を参考に管理値を設定してください

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		CMBの[オートクレーブ]管理標準		
<p>1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 建物に設置されたオートクレーブに適用する。</p>				
項目	内 容	判断基準 番号	管理値 (推奨値と推奨頻度)	参照 マニュアル
運 転 管 理	<p>①オートクレーブを使用する時はオペレーションマニュアルの操作手順にて操作を行うこと。但し整備作業上やむを得ない理由がある場合は出来る限り省エネルギーになる運転にて運用すること。</p> <p>②オートクレーブ用のコンプレッサーは2台1組の運用である為運転状態を全て「起動待ち」状態にしておくこと。またオートクレーブ使用時以外は基本使用しないこと。</p> <p>③オートクレーブ炉内の温度・圧力はコントロールユニットの内部プログラムに設定されているので、この設定を遵守すること。</p> <p>④コンプレッサーの吐出圧は本体設定値より理由がない限り変更しないこと。</p>		<p>必要時</p> <p>常時</p> <p>0.59Mpa ~0.69Mpa</p>	<p>オペレーション マニュアル 管理値 23-1</p> <p>23-2</p> <p>コントロール ユニット内部 プログラム を参照 23-3</p>
	<p>設備の適正な運転状況の維持・把握のため、定期的に計測・記録する。</p> <p>①定期的な計測・記録（下記は主な項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・温度</li> <li>・圧力</li> </ul>		必要時(使用時)	23-4
	<p>対象設備関連資料の整備</p> <p>各種設備図や設備台帳等を改修に応じて適宜、修正の上保存する。</p>		適宜	23-5
	<p>設備の効率的運転の維持向上のため、定期的に点検を行う。</p> <p>①定期点検（下記は主な項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3ヶ月点検 2回/年</li> <li>・6ヶ月点検 1回/年</li> <li>・年次点検 1回/年</li> <li>・月例点検 8回/年</li> <li>・5年点検 1回/5年</li> </ul>		適宜	23-6
新 設 措 置	<p>1.新設における投資の判断は、費用対効果や省エネルギー、地球環境に配慮しつつ、高効率機器の選定をすること、また、省エネ法の目標達成が困難な場合や故障対応といった緊急性など、多角的な面から行うこと。</p>			
改 訂 履 歴	改訂年月日	改訂内容		承認
	2021年4月1日	新設措置改訂		

※各事業所は推奨値・推奨頻度を参考に管理値を設定してください

省エネルギー法に基づく  
エネルギー管理標準

CMBの[ショップエア設備]管理標準

1. 目的  
このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。
2. 適用範囲  
建物に設置されたショップエアコンプレッサーに適用する。

項目	内 容	判断基準 番号	管理値 (推奨値と推奨頻度)	参照 マニュアル 管理値
運 転 管 理	①ショップエアコンプレッサー(以下S/A)は台数制御盤にて運転管理をしているのすべて遠方とすること。S/Aの吐出圧は本体設定値より理由が無い限り変更しないこと。 ②コンプレッサー室の空調は24時間運転とすること。		常時  0.59Mpa～0.69Mpa	24-1  24-2
	設備の適正な運転状況の維持・把握のため、定期的に計測・記録する。 ①定期的な計測・記録（下記は主な項目） ・貯気槽圧力 1回/日 ・運転時間 1回/日		適宜	24-3
計 測 記 録	対象設備関連資料の整備			
	各種設備図や設備台帳等を改修に応じて適宜、修正の上保存する。		適宜	24-4
保 守 点 検	設備の効率的運転の維持向上のため、定期的に点検を行う。 ①定期点検（下記は主な項目） ・日常点検 1回/日 ・メーカー点検 1回/年		適宜	24-5
新 設 措 置	1.新設における投資の判断は、費用対効果や省エネルギー、地球環境に配慮しつつ、トプランナー・モーター使用機器の選定をすること、また、省エネ法の目標達成が困難な場合や故障対応といった緊急性など、多角的な面から行うこと。			
改 訂 履 歴	改訂年月日	改訂内容		承認
	2021年4月1日	追加		

※各事業所は推奨値・推奨頻度を参考に管理値を設定してください



省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		CMBの[電動発電機]管理標準		
<p>1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 建物に設置された電動発電機に適用する。</p>				
項目	内 容	判断基準 番号	管理値 (推奨値と推奨頻度)	参照 マニュアル
運 転 管 理	①電動発電機(以下MG)は現場にて使用時に本体主電源ブレーカーをONにして起動確認し、作業終了時はブレーカーをOFFにして停止を確認すること。		常時	管理値 25-1
	②MGの送電電圧は本体設定値より理由が無い限り変更しないこと。		送電電圧 200V/115V	25-2
	③MG室空調機はMG起動中のみ運転すること。 MG室空調機は必ずMG起動前に運転させること。 (空調機運転前にMG起動させると警報が鳴動する。			
計 測 記 録	設備の適正な運転状況の維持・把握のため、定期的に計測・記録する。			
	①定期的な計測・記録(下記は主な項目) ・受電電圧 1回/月 ・送電電圧 1回/月 ・送電周波数 1回/月 ・送電電流 1回/月		適宜	25-3
保 守 点 検	対象設備関連資料の整備			
	各種設備図や設備台帳等を改修に応じて適宜、修正の上保存する。		適宜	25-4
新 設 措 置	設備の効率的運転の維持向上のため、定期的に点検を行う。			
	①定期点検(下記は主な項目) ・日常点検 1回/日 ・月例点検 1回/月 ・6ヶ月点検 2回/月		適宜	25-5
改 訂 履 歴	1.新設における投資の判断は、費用対効果や省エネルギー、地球環境に配慮しつつ、高効率機器の選定をすること、また、省エネ法の目標達成が困難な場合や故障対応といった緊急性など、多角的な面から行うこと。			
	改訂年月日	改訂内容		承認
	2021年4月1日	追加		

※各事業所は推奨値・推奨頻度を参考に管理値を設定してください

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		CMBの[ホイストクレーン]管理標準		
<p>1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 建物に設置されたホイストクレーンに適用する。</p>				
項目	内 容	判断基準 番号	管理値 (推奨値と推奨頻度)	参照 マニュアル 管理値
運 転 管 理	①ホイストクレーンは本体ペンダントにて操作すること。使用終了後は本体をSTOW位置に戻すこと。		常時	26-1
	設備の適正な運転状況の維持・把握のため、定期的に計測・記録する。 特に設定はなし			
計 測 記 録	対象設備関連資料の整備			
	各種設備図や設備台帳等を改修に応じて適宜、修正の上保する。		適宜	26-2
保 守 点 検	設備の効率的運転の維持向上のため、定期的に点検を行う。			
	①定期点検 ・使用前点検 ・月例点検 8回／年 ・3ヶ月点検 3回／年 ・年次点検 1回／年 ・性能検査 1回／2年		適宜	26-3
新 設 措 置	1.新設における投資の判断は、費用対効果や省エネルギー、地球環境に配慮しつつ、高効率機器の選定をすること、また、省エネ法の目標達成が困難な場合や故障対応といった緊急性など、多角的な面から行うこと。			
改 訂 履 歴	改訂年月日	改訂内容		承認
	2021年4月1日	追加		

※各事業所は推奨値・推奨頻度を参考に管理値を設定してください

省エネルギー法に基づく  
エネルギー管理標準

EMBの[ショッピングエア設備]管理標準

1. 目的  
このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。
2. 適用範囲  
建物に設置されたショッピングエアコンプレッサーに適用する。

項目	内 容	判断基準 番号	管理値 (推奨値と推奨頻度)	参照 マニュアル 管理値
運 転 管 理	①ショッピングエアコンプレッサー(以下S/A)は台数制御盤にて運転管理をしているのすべて遠方とすること。S/Aの吐出圧は本体設定値より理由が無い限り変更しないこと。		常時	27-1
	②コンプレッサー室の空調は24時間運転とすること。		0.76Mpa～0.87Mpa	27-2
計 測 記 録	設備の適正な運転状況の維持・把握のため、定期的に計測・記録する。 ①定期的な計測・記録(下記は主な項目) ・貯気槽圧力 1回/月 ・運転時間 毎日		適宜	27-3
	対象設備関連資料の整備  各種設備図や設備台帳等を改修に応じて適宜、修正の上保存する。		適宜	27-4
保 守 点 検	設備の効率的運転の維持向上のため、定期的に点検を行う。 ①定期点検(下記は主な項目) ・日常点検 1回/日 ・メーカー点検 1回/年		適宜	27-5
新 設 措 置	1.新設における投資の判断は、費用対効果や省エネルギー、地球環境に配慮しつつ、トッランナー・モーター機器の選定をすること、また、省エネ法の目標達成が困難な場合や故障対応といった緊急性など、多角的な面から行うこと。			
改 訂 履 歴	改訂年月日	改訂内容		承認
	2021年4月1日	追加		

※各事業所は推奨値・推奨頻度を参考に管理値を設定してください

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		EMBの[作業場照明設備]管理標準		
<p>1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 建物内作業場に設置された照明設備に適用する。</p>				
項目	内 容	判断基準 番号	管理値 (推奨値と推奨頻度)	参照 マニュアル 管理値
運 転 管 理	①照明の運用について ・作業場照明については、現場の判断で夜間巡回時のみ、無人の状態が必要ないと判断された場合はOFFにする。 ・マルチトリプルガーター(MTG)クレーンの照明は、現場の判断にてON-OFFを行う。作業をしてない場合は、消灯する。		常時	28-1
	②作業場の照度について ・作業場照度は、作業場、保管施設環境維持細則をもとに設定する。		150lx以上	28-2
	③MTG下の照度について ・MTG下の照度は、共同事業体業務規程 添付書第3号をもとに設定する。		1000lx以上	28-3
計 測 記 録	設備の適正な運転状況の維持・把握のため、定期的に計測・記録する。測定は影の映り込みのない、適正照度が得られる場所を選び行うものとする。		6回/年	28-4
	①照度  対象設備関連資料の整備  各種設備図や設備台帳等を改修に応じて適宜、修正の上保存する。		適宜	28-5
保 守 点 検	設備の効率的運転の維持向上のため、定期的に点検を行う。  ①定期点検(下記は主な項目) ・照明設備点検 不具合発生時 ・照度測定 6回/年 ・ランプ交換(照度確認含む) 適宜		適宜	28-6
新 設 措 置	1.新設における投資の判断は、費用対効果や省エネルギー、地球環境に配慮しつつ、トップランナー機器の選定をすること、また、省エネ法の目標達成が困難な場合や故障対応といった緊急性など、多角的な面から行うこと。			
改 訂 履 歴	改訂年月日	改訂内容		承認
	2021年4月1日	追加		

※各事業所は推奨値・推奨頻度を参考に管理値を設定してください

省エネルギー法に基づく  
エネルギー管理標準

ANAフーズ 業務用機器[バナナ加工設備]管理標準

1. 目的  
このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。
2. 適用範囲  
建物に設置された業務用機器(バナナ加工設備)に適用する。

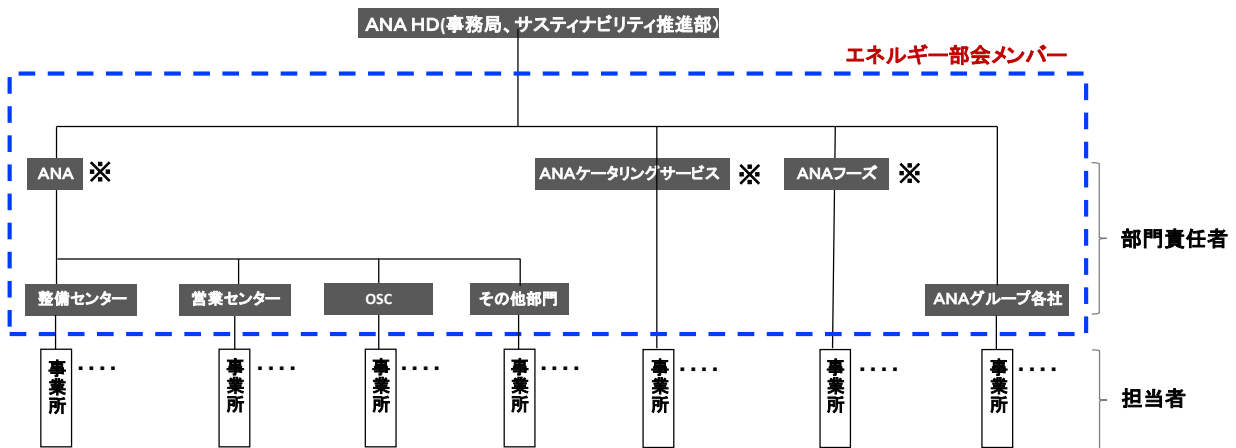
項目	内 容	判断基準 番号	管理値 (推奨値と推奨頻度)	参照 マニュアル
運 転 管 理	1. バナナ加工設備の管理 ①加工担当者が、機器類の稼働・停止の管理を行う。 ②加工システムによる機器類の作動状況の確認を行う。 ③加工時以外の不要な時間については、機器類を停止させる。	判断基準要約版 1-(7)	作業点検表による 確認/日	ISOマニュアル バナナ加工ムロ作業点検確認表
計 測 記 録	1. 加工データの記録 ①加工グラフによる使用状況の把握を行う。	判断基準要約版 1-(7)	1回/加工時	記録簿
保 守 点 検	1. 保守・点検 ①作業点検表により、日常点検を行う。 ②年1回、保守点検を行う。(専門業者へ依頼)	判断基準要約版 1-(7)	①1回/日 ②1回/年	①記録簿 ②記録簿
新 設 措 置	1. 設備構成 ①負荷変動に対して、稼働状態を調整しやすい設備構成とする。	判断基準要約版 1-(7)		
改 訂 履 歴	改訂年月日	改訂内容		承認
	2021年4月1日	フロン法対応、新設措置改訂、対象施設変更		

※各事業所は推奨値・推奨頻度を参考に管理値を設定してください

※ ANAフーズ(株)については、別途、個社でのエネルギー管理標準を制定し運用管理を行っています。

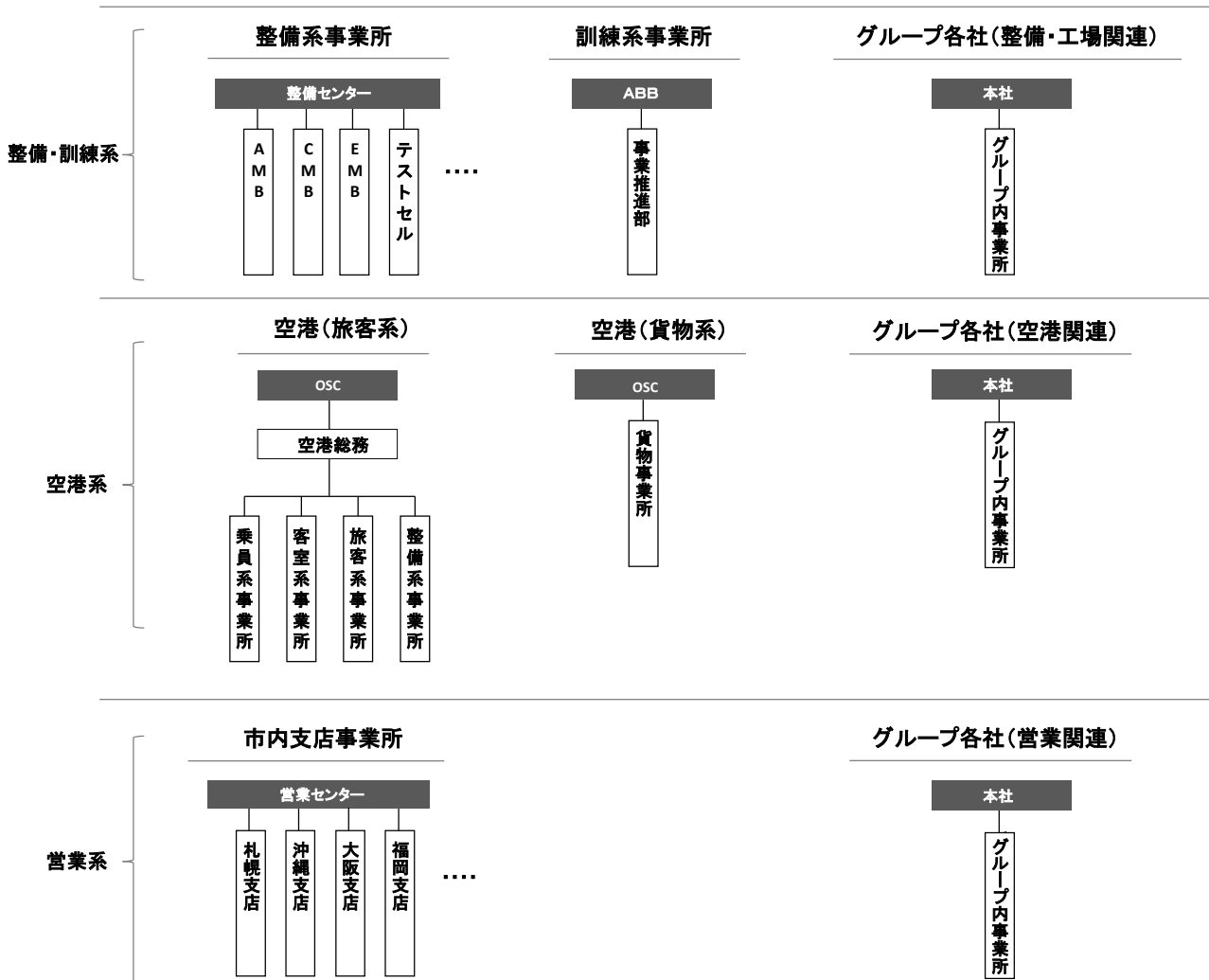
# エネルギー管理体制

エネルギー管理体制図



(補足) 〓で囲まれた組織は、エネルギー管理標準の運用状況の確認やエネルギー推移、課題の共有を行う組織です。  
 ※ 特定事業者(ANA・ANAケータリングサービス・ANAフーズ)の3社は、エネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者とエネルギー管理者を選任する。また、管理指定工場ごとにエネルギー管理者・エネルギー管理員を選任する。

□エネルギー管理体制の基本的な考え方



## 省エネ推進活動管理表①～③

省エネ推進活動管理表①～③については別冊の「エネルギー管理標準 運用マニュアル」を参照しながら、各事業所で個別の管理値の設定等を行ってください。



## 省エネ推進活動管理表①：管理値設定表

(サンプル)

※所有建物(Aビル)の記入例

建物名：Aビル							
①管理値設定表							
※数値以外の管理値については右記からプルダウン入力してください(常時/適宜/必要時のみ/未実施/不可(この場合は備考欄に理由を記載ください)/不明/対象外/) ※達成状況確認については右記からプルダウン入力してください(◎達成/○ほぼ達成/△未達成もしくは今後検討する)							
管理値番号	対象設備	項目	管理値 (参考) 推奨値・推奨頻度	管理値		達成状況	備考欄
				記入日: 記入者:	記入日:2月未(保) 記入者:		
1-1	空調設備	運用 不要時の空調OFF、換気は常時運転	常時	常時			
1-2		空調機の設定温度の緩和	夏: 28℃ 冬: 20℃	夏: 27℃ 冬: 23℃			
1-3		屋外からの熱の出入りの抑制	適宜	常時			
1-4		計測 室内温度の計測	6回/年	12回/年			
1-5		室内湿度の計測	6回/年	不明			
1-6		室内CO2濃度の計測	6回/年	12回/年			
1-7		建物関連資料(系統図、設備台帳等)の整備	適宜	不明			
1-8		保守 空調機のフィルター清掃、交換	2回/月	4回/年			
1-9		空調機の吹出し口等の障害物排除	常時	不明			
1-10		フロン排出抑制法対象設備の簡易点検	1回/3月、RaMS記録	1回/3月			
1-11		室外機50kW以上の専門家による定期点検	1回/1年、RaMS記録	1回/1年			
1-11		室外機7.5kW以上50kW未満の専門家による定期点検	1回/3年、RaMS記録	1回/3年			
1-12		フロン排出抑制法対象設備の修理・フロン漏洩量	実施部数、RaMS記録	必要時のみ			
2-1	照明設備	運用 事務室の昼休みや不在時の消灯	常時	常時			
2-2		会議室等の不要時の消灯	常時	常時			
2-3		事務室の照度の適正化	事務室500±200lx	教室500lx			
2-4		計測 照度計測(必要時)	必要時	1回/月			
2-5		建物関連資料(系統図、設備台帳等)の整備	適宜	不明			
2-6		保守 ランプ、照明器具の清掃	2回/年	適宜、1回/月			
2-7		ランプ交換	必要時	適宜			
3-1	事務用設備	運用 複写機等の節電モード設定	常時	常時			
3-2		複写機等の長期休み等の待機電力削減	必要時	不明			
3-3		パソコンの節電モード設定	常時	常時			
3-4		パソコンの長期休み等の待機電力削減	必要時	不明			
3-5		パソコン付属機器の待機電力削減	常時	不明			
3-6		計測 建物関連資料(設備台帳等)の整備	適宜	不明			
3-7		保守 複写機等の保守点検	適宜	必要時のみ(不具合発生時)			
4-1	変電電・配電設備	運用 電力、電圧、力率の運用状況管理	常時	常時			
4-2		力率の管理	目標力率100%	目標力率100%			
4-3		最大電力の抑制管理	常時	常時			
4-4		計測 電力量	1回/日	1回/時			
4-5		電圧、電流、力率	1回/日	1回/時			
4-6		最大電力	1回/日	1回/時			
4-7		建物関連資料(系統図、設備台帳等)の整備	適宜	不明			
4-8		保守 定期点検(電気保安規定等)	1回/年	1回/年			
5-1	熱搬送設備(ポンプ、ファン)	運用 ポンプのインバータ制御(制御が可能な場合のみ)	常時	常時			
5-2		送風機のインバータ制御(制御が可能な場合のみ)	常時	常時			
5-3		計測 電圧、電流、電力量等の計測	2回/日	適宜			
5-4		建物関連資料(系統図、設備台帳等)の整備	適宜	不明			
5-5		保守 定期点検(電圧、電流等)	2回/年	日常1回/日、月朝1回/月			
6-1	電動ターボ、チラー設備	運用 冷水出口温度設定管理(温度変更が可能な場合のみ)	冷水出口温度7~10℃	対象外			
6-2		冷却水温度設定管理(温度変更が可能な場合のみ)	冷却水温度25~32℃	対象外			
6-3		計測 冷水・温水温度、冷却水温度の計測	12回/日	対象外			
6-4		建物関連資料(系統図、設備台帳等)の整備	適宜	対象外			
6-5		保守 定期点検	2回/年	対象外			
6-6		フロン排出抑制法対象設備(定格出力7.5kW以上)の簡易点検	1回/3月、RaMS記録	1回/3月			
6-7		フロン排出抑制法対象設備の専門家による定期点検	1回/1年、RaMS記録	1回/1年			
6-8		フロン排出抑制法対象設備の修理・フロン漏洩量	実施部数、RaMS記録	必要時のみ			
7-1	ボイラー設備	運用 空気排出の管理	空気比1.2~1.3	対象外			
7-2		ボイラー水質の管理	常時	対象外			
7-3		複数ボイラーの場合の台数制御(台数制御が可能な場合のみ)	常時	対象外			
7-4		計測 動作状況の計測(燃料使用量等)	適宜	対象外			
7-5		建物関連資料(系統図、設備台帳等)の整備	適宜	対象外			
7-6		保守 定期点検(ばいじん、スケール等の確認)	適宜	対象外			
8-1	昇降機設備	運用 夜間休日の運転台数の削減	常時	不明			
8-2		1フロア移動時の階段等利用推進	常時	常時			
8-3		非利用時の照明・換気扇の停止(制御が可能な場合のみ)	常時	不明			
8-4		計測 動作状況計測(電圧、電流等)	1回/月	不明			
8-5		建物関連資料(系統図、設備台帳等)の整備	適宜	不明			
8-6		保守 定期点検(専門家による点検)	1回/年	定期点検1回/月、法定点検1回/年			
9-1	車両	運用 不使用時のアイドリングストップ	常時	常時			
9-2		電力による走行の優先(PHV)	常時	常時			
9-3		経済速度の順守	常時	常時			
9-4		適正な空気圧の設定・維持	常時	常時			
9-5		不要な積載物を載せない	常時	常時			
9-6		計測 燃料・電気消費量、走行距離の計測・記録	1回/月	1回/月			
9-7		車両整備記録等の整備	適宜	適宜			
9-8		保守 始業前点検	使用時毎	使用時毎			
9-9		6か月点検	6月毎	6月毎			
9-10		12か月/24か月点検(車検)	12月/2.4月毎	12月/2.4月毎			

省エネ推進活動管理表②： 施設及び建物の概要

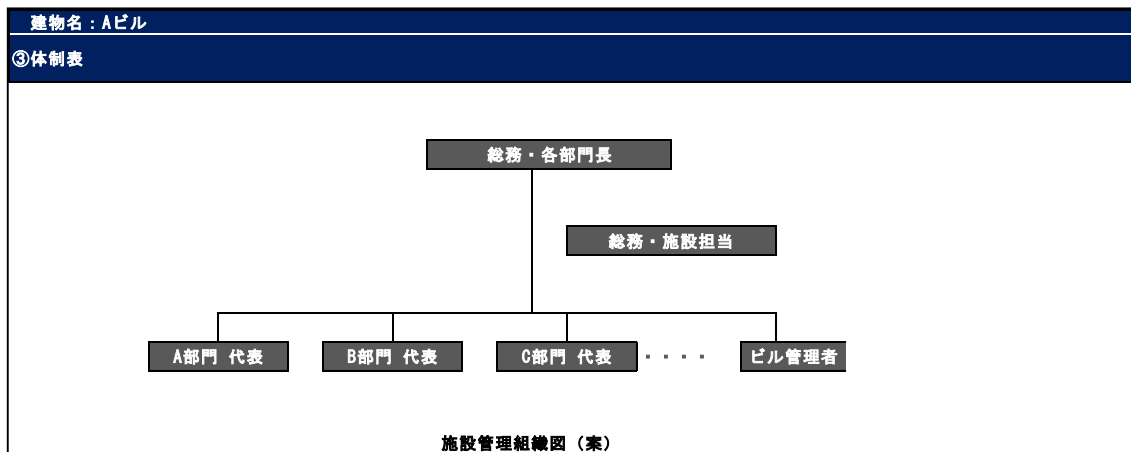
(サンプル)

※所有建物(Aビル)の記入例

建物名：Aビル	
②施設及び建物の概要	
<b>・Aビル</b>	
建物用途	事務所
利用者数	平日： 150人                      休日： 100人
規模	地上    〇階
建物構造	RC造
敷地面積	〇〇m <sup>2</sup> 建築面積    〇〇m <sup>2</sup>
延床面積	〇〇m <sup>2</sup>
各階面積	
1F	〇〇m <sup>2</sup> 全延べ床面積あたりの比率    〇%
2F	〇〇m <sup>2</sup> 〇%
3F	〇〇m <sup>2</sup> 〇%
4F	〇〇m <sup>2</sup> 〇%
5F	〇〇m <sup>2</sup> 〇%
6F	〇〇m <sup>2</sup> 〇%
. . . .	
竣工年月	平成〇年〇月
電気設備	
・主要機器仕様	(6.6kV受電、3相変圧器50KVA×1台・200kVA×3台・300KVA×4台、単相変圧器200KVA×2台 進相コンデンサ53.2Kvar×4台等)
熱源設備	
・主要機器仕様	
空調・衛生設備	
・主要機器仕様	(冷温水ポンプ、送風機、AHU、パッケージエアコン等)
昇降機設備	
・主要機器仕様	(エレベータ4基等)
その他設備	
・主要機器仕様	

省エネ推進活動管理表③： 体制表

(サンプル)



(補足)エネルギー管理標準内の語句の説明等

(注記1) エネルギー管理標準内の「頻度の程度」を表す語句について

エネルギー管理標準内の「頻度の程度」を表す語句については下記と定義する。

- ・常時: 常に実施する。
- ・適宜: 回数は特定しないが、適切な時期、回数で実施する。
- ・必要時: 設備の故障や交換時など、突発的な対応として必要な時に実施する。

全日本空輸株式会社はエコファースト企業です。





ANAホールディングス エネルギー管理標準 第2版  
ANA HOLDINGS INC. Energy management standard 2<sup>nd</sup> Edition

2021.4.1

発行：ANAホールディングス サステナビリティ推進部